

鳥羽商船高専連携協力会会則

(目的)

第1条 鳥羽商船高等専門学校（以下「鳥羽商船高専」という。）と企業・地域産業界の連携・交流を深めることにより、地域社会の発展に寄与するとともに、鳥羽商船高専の教育・研究の振興を図ることを目的として、鳥羽商船高専連携協力会（以下「本会」という。）を置く。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 鳥羽商船高専と地域産業界との連携・交流
- (2) 共同研究・受託研究・技術相談・研究協力の推進
- (3) 鳥羽商船高専における教育・研究の振興
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第3条 本会は、次の各号に掲げる会員で構成する。

- (1) 法人会員：本会の趣旨に賛同した企業及び団体等
- (2) 個人会員：本会の趣旨に賛同した個人
- (3) 特別会員：本会の趣旨に賛同した学識経験者、行政機関等

(入会)

第4条 本会への入会は、入会申込書により申込を行うものとし、役員会にて了承を得るものとする。

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選任及び任務)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出する。ただし、会長、副会長は理事の互選により決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、本会に関する重要業務について審議し、これを処理する。
- 5 監事は、本会の事業・会計を監査する。
- 6 役員の前任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前項の役員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請に応じ意見を述べるができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成し、毎年度1回会長が招集して開催する。ただし、緊急を要する場合は臨時に開催することができる。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

3 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 運営の基本方針

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 予算及び決算

(4) 役員の選出

(5) 会則の改正

(6) その他、本会の運営に関する重要事項

4 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む。）の出席をもって成立する。

5 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長をもって充てる。

3 役員会は本会の事業計画及び運営に関する諸事項を協議し、これを処理する。

(経費)

第11条 本会の運営経費は、年会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 年会費は、次のとおりとする。

(1) 法人会員：1口3万円

(2) 個人会員：1口5千円

(3) 特別会員：無料

3 年会費の納入方法については別に定める。

4 年度途中の入会の場合も1年分の年会費を納入するものとする。また、既納の年会費は原則として返却しない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務局を鳥羽商船高専内に置く。

2 事務局には、事務局長、事務局次長、幹事、会計を置く。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、令和4年5月13日（総会承認日）から施行する。

2 本会の設立初年度の会計年度は、第12条の規定に関わらず、令和4年5月13日から令和5年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和6年6月21日（総会承認日）から施行する。